

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月11日提出

二宮町長 村田 邦子

8専 第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和8年3月31日

二宮町長 村田 邦子

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日公布、令和8年4月1日に施行されるため、二宮町税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条の2から第26条の4までを削る。

第27条（見出しを含む。）、第28条（見出しを含む。）、第29条の見出し及び同条第1項、第30条の見出し、第31条（見出しを含む。）、第32条の見出し並びに第33条第2項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16項の前の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「次項から第19項まで」を「次項及び第18項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第17項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削る。

附則第18項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第19項から第23項まで、第24項の前の見出し並びに同項及び第25項並びに附則第26項の前の見出し及び同項を削り、附則第27項を附則第19項とし、同項に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二宮町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(議案28号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第26条の3 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第26条の4 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に対して課する環境性能割を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>公益のため直接専用するものと認められる軽自動車</u></p> <p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)</u>又は<u>精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</u>が所有する軽自動車<u>(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)</u>で、<u>当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)</u>のために<u>当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>のために<u>当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第27条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の納期)</p> <p>第29条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する申告)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する報告)</p> <p>第31条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告</p>	<p>(3) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車</u></p> <p>(4) <u>その他特別の理由があると認められる軽自動車</u></p> <p>2 <u>前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車の提示（町長が、当該軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。</u></p> <p>(種別割の課税免除)</p> <p>第27条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割の納期)</p> <p>第29条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割に関する申告)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割に関する報告)</p> <p>第31条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しな</p>

改正後	改正前
<p>しなければならない。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法</u>第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第18項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の<u>軽自動車税</u>に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条</u>第3項に規定する車両番号の指定(次項から第19項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の<u>種別割</u>に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p> <p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p> <p>18 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>(略)</p> <p>18 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>19 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>20 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>（環境性能割の課税免除の特例）</p> <p>21 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>（環境性能割の減免の特例）</p> <p>22 町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に</p>

改正後	改正前									
<p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>19 (略)</p>	<p>対しては、環境性能割を減免する。 <u>(環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>23 <u>第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。</u> <u>(環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>24 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 520 2058 730"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>25 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> <u>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>26 <u>町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。</u></p> <p>27 (略)</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								